令和2年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会 令和2年11月25日(水)

議決事項 第1号

栃尾地域デマンド型乗合タクシー本格運行について

1. 概要

令和元年10月からデマンド型乗合タクシーの実証運行を行っている地域において、 令和3年4月からの本格運行へ向けた取り組みを進めるもの。越後交通㈱バス路線(荷 頃線)が令和3年3月31日付けで廃止予定。当該エリア内を追加し、運行を行う。

2. 取組内容

(1) 運行実績

表 実証運行実績(1年間)

期間	令和元年 10 月 1 日~令和 2 年 9 月 30 日
運行頻度	土日祝日含む毎日 1日5便
利用者数	延べ 2, 176 人 (同じ人が複数回利用) 約 1.9 人/便
稼働率	約 62.0% (1,135 便/1,830 便)

(2) 道路運送法第4条 (乗合) 許可申請書の提出

- ・秋葉タクシー㈱を事業者とする。
- ・参考資料 P1 のとおり内容を定め、12 月中に申請書を提出予定。

(3) 令和3年度国庫補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

- ・令和2年7月8日付けで、計画書の認定申請書を提出。令和2年9月29日付け で計画認定された。
- 運行事業者、運賃設定、時刻表を確定し、変更申請書を提出する。

(4) 令和3年度の取組

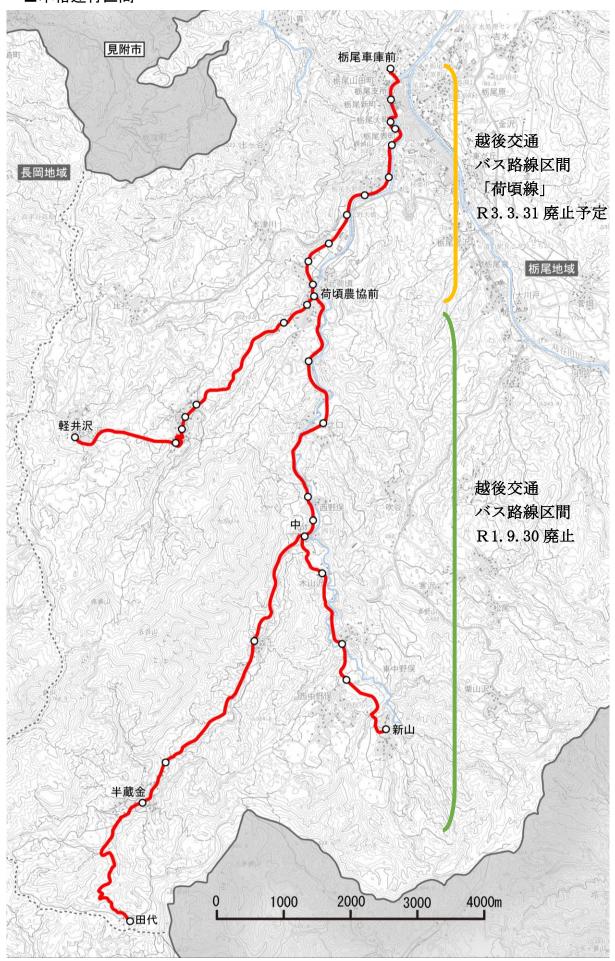
表 栃尾地域デマンド型乗合タクシー本格運行(案)

期間	令和3年4月1日~
根拠法令	道路運送法第4条
運送事業者	秋葉タクシー(株)
使用車両	ジャンボタクシー車両(乗客9名定員)
使用平岡	小型タクシー車両(乗客4名定員)
運行頻度	土日祝日含む毎日 1日6便
利用方法	電話による事前予約制
運賃	移動距離に応じて設定 (200円~600円)
乗降位置	基本的に停留所での乗降とする。

(5) 利用促進案

・令和3年3月1日~31日まで、期間限定でワンコインキャンペーンを予定。全区間100円/1乗車とし、本格運行をPRするとともに、利用者の増加を図る。

■本格運行区間



長岡市地域公共交通協議会 会 長 茂田井 裕子

生活交通確保維持改善計画の名称

長岡市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長岡市内は、鉄道3路線(信越本線、上越線、越後線)が通っており、加えて長岡駅を中心として、放射状にバスを運行している。各方面への基幹路線は整備され、長岡駅との往来手段は確保されている。しかし、バス利用者の減少に伴い、行政負担が増える傾向にある。結果、特に利用者が少なく、採算が見込めない郊外バス路線の維持が困難となり、市民のニーズに対応できなくなってきている。

更に長岡市では、少子高齢化の進行、道路網の変化や基幹病院の移転など、公共交通及び その利用者を取り巻く環境が変化している。また、高齢者の運転免許返納者は年々増加傾向 であることから高齢者自ら運転しなくても良い公共交通網の形成がより一層求められてい る。

これらの状況の変化を受けて、まちづくりとの連携や地域全体を対象とした面的な公共交通網の再構築を検討するため、平成29年3月に「長岡市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)を策定している。

栃尾地域においては、高齢化率30~40%(網形成計画 P9参照)かつ過疎地域であり、鉄道が通っておらず、路線バスが重要な移動手段である。しかし、令和元年9月にバス路線が廃止された西谷地区ほか当該エリアは、栃尾地域中心部から10km以上離れた集落が広範囲に及ぶ。一般タクシーを利用した場合、買物や通院などの日常利用においても、住民の経済的負担が大きく、公共交通の確保・維持が必要不可欠である。

また、長岡駅との基幹バス路線に接続することで、地域外への移動も可能となり、その利用目的は、通勤・通学・買物・通院と多岐に渡っている。

このため、令和元年10月から、廃止されたバス路線沿線住民の生活交通手段を確保するために、デマンド型乗合タクシーの実証実験を開始した。この間、運行時間や経路の見直し等、利便性の向上及び利用促進に向けた啓発を図ることで、安定した運行に繋げることが必要である。更に市内でも有数の豪雪地帯である当該エリアの運行状況を、冬季2シーズンに渡り検証するため、1年半の期間を設けて実証実験を行い、随時運行を見直しすることとした。これまでに、利用者の乗車時間が長くなる時間帯がみられたため、見直しを行い、本格運行では利用者が比較的多い1便を、2便に分割する方針とした。

以上により、主に自動車での移動が困難である高齢者等の利用者にとって、生活交通の確保は必要不可欠であり、他に代替する公共交通手段が存在しないことから、現在実施しているデマンド型乗合タクシーの運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和3年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり170名以上とする。

令和4年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり180名以上とする。

令和5年度・・・稼働率、利用者を高め、運賃収入を平均80,000円/月以上

とすることで、財政負担率を下げる。

(参考値)

令和元年10月~令和2年3月の一月あたりの平均値

・利用者167名/月、稼働率60%、運賃収入73,500円

(2) 事業の効果

- ・公共交通空白地の高齢者や、マイカーを所有していない住民の移動手段を確保できる。
- ・病院、小規模ショッピングセンター、工業団地、栃尾支所(市役所)等の近くに停留所を 設けることで、幅広い目的での利用が期待できる。
- ・長岡市中心部と往来する基幹バス路線との接続により、広域的な移動がしやすくなる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者ニーズを把握するためアンケートや地域住民と各自治会での勉強会を実施し、運賃や運行ダイヤの増便、期間を限定した運賃割引などの利用促進策を検討する。(長岡市、事業者)
- ・公共交通空白地における公共交通の確保(網形成計画 P75)
- ・三者(市民等・交通事業者・行政)による協働・連携の推進(網形成計画 P77)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者
 - ・「表1」を添付。
 - ※運行内容の概要については「別添1」参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・運行経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長岡市が負担する。
- 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
 - ・秋葉タクシー株式会社
- 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運
行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
の 即まれの採取付免束業の共進いにせべる 物業会終「内は行政圏の中心主取付に
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に
準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
<u> </u>
該当なし
以当なし
10
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期
及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
<u> </u>
該当なし
以当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
<u>【7/日不的化是时日// 宋龙C1// C0 1/0/1/1</u>
=+ \(\frac{1}{2} \)
該当なし
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> ・「表 5」を添付。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ</u>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ</u>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ・「表5」を添付。 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標

(2) 事業の効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<u>【車両</u> 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとす る場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

栃尾地域(西谷地区ほか)における生活交通について

- ・令和元年5月31日 道路運送法第21条に基づく、実証実験(令和元年10月1日~令 和3年3月31日)の内容について説明し、合意を得た。
- ・令和2年2月21日 事前予約性タクシーの実証実験及び検証について報告し、意見交換を行った。
- ・令和2年6月10日 道路運送法第4条に基づく本格運行(令和3年4月1日~)に向けた、計画概要について説明した。また、地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について承認を得た。

21. 利用者等の意見の反映状況

・協議会の構成員には公共交通利用者も含まれ、協議会での意見を参考に計画している。 また、地域の住民の意見を反映させるため、実証実験中である令和2年2月に、実際に乗 合タクシーを利用している方からアンケートに協力してもらった(対象:21名)。結果を 運行計画作成の参考とした。

| 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長岡地域振興局地域整備部
	長岡地域振興局企画振興部
 関係市区町村	長岡市都市整備部
	長岡市土木部
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
	越後交通株式会社
交通事業者・交通	公益社団法人 新潟県バス協会
施設管理者等	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会
	国土交通省 北陸地方整備局長岡国道事務所
	新潟県警察本部交通部
地方運輸局	国土交通省 北陸信越運輸局交通政策部
10万建制内	国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局
	長岡市消費者協会(公共交通利用者)
その他協議会が必	長岡市老人クラブ連合会長岡支部(公共交通利用者)
要と認める者	長岡技術科学大学(学識経験者)
	日本労働組合総連合会新潟県連合会(労働組合)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住	所)	新潟県長岡市大手通2丁目6番地
(所	属)	長岡市都市整備部交通政策課
(氏	名)	星野 智史
(電	話)	0258-39-2267
(e-m	ail)	koutuu@city.nagaoka.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添 〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公	∖共交通確保維持事績	業により運行を確保・維持	する運	行系統の	(概要及	び運行	行予	定者(地	域内フ	ィーち	ズー系統)			令和3年度	
		運行系統名			系約	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計画	計画	再編	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)					
市区町村	運行予定者名	連打米統石 (申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程		運行 日数	運行 回数	例 措置	運行態様の 別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	秋葉タクシー(株)	(1) 栃尾地域(西谷地区		西谷地区		往	km	183⊟	1.098回		区域運行	①·②(1)	地域間幹線系統 (越後交通(株) 栃尾・長岡駅大手	(1)	
	(大乗ダリン一(14)	(1) (まか)		ほか		復 km	1001	1,000		区域建1]	(1)	口線、栃尾・長岡駅東口線) 栃尾車庫前バス停と接続			
				Ш		往 km	km								
						復	km								
長岡市						往	km								
1X [m] 1 1						復	km								
						往	km								
						復	km								
						往 km									
						復	km								
(注)															
1. 区域運行の均	場合は、運行系統の「経由地」に	こ営業区域を記することとし、「系統キ	Fロ程」につ	いて記載を要	しない。										
2. 「系統キロ程	」については、小数点第1位(第	52位以下切り捨て)まで記載すること	と。なお、循	環系統の場合	合には、往又	ては復の	どちら	かの欄にキ	一程を記載	找し、も?	う片方の欄に「循環	」と記載すること	•		
3.「再編特例措	置」については、地域公共交通	1再編実施計画の認定を受け、地域1	内フィーダー	-系統に係る特別	特例措置の	適用(別	表9)	を受けて補具	助対象とな	る場合の	のみ「〇」を記載す	る。			
4. 「運行態様の	別」については、路線定期運行	f、路線不定期運行、区域運行の別	を記載する	こと。											
5. 「接続する補	助対象地域間幹線系統等と接続	続確保策」については、地域内フィー	ダー系統が	が接続する補具	助対象地域	間幹線:	系統又	は地域間3	を通ネットワ	7 <i>一</i> クと、	、どのように接続を	確保するかにつし	いて記載する。		
6. 本表に記載す	「る運行予定系統を示した地図	及び運行ダイヤを添付すること。													

地垣	内フィー	ダー	系統	確保網	維持	事業	(区均	(型	運行	便数	算出	表(*	令和2	2年10)月~	个和]3年	9月)																
自	治 体 名	長岡市				事	業者	名	秋	葉	タ !	フ シ	/ –	- (株)	申	請番	号			(1)	運行	亍 系 ;	統 名	栃 尾	地	域	(西	谷:	地 区	ほ	か)		運行割合	1
1回当	たりのサービス提	供時間			時間	計画運	行日数		183日	計画運	行回数		1,098回	実績運	行日数			実績運	行回数		0	計画総サー	ビス提供時間			時間	実績総サービ	ビス提供時間	#	#VALUE!	時間	ı	0.00%	
			:土曜	•		:日曜	•		:祝日					-	•		•					-										·		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合	計
	曜日	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金] /	月計	累計
4月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6] /	180	180
	実績運行回数																														L	<u>/</u>	0	0
	曜日	±	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	月計	累計
5月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	186	366
	実績運行回数																																0	0
	曜日	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水] /	月計	累計
6月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6] /	180	546
	実績運行回数																															<u>/</u>	0	0
	曜日	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	月 計	累計
7月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	186	732
	実績運行回数																																0	0
	曜日	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	月 計	累計
8月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	186	918
	実績運行回数																																0	0
	曜日	水	木	金	Ħ	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木]	月計	累計
9月	計画運行回数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6] /	180	1098
	実績運行回数																															<u> </u>	0	0

◆生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

◆生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

^{1. 「}申請番号」「運行系統名」の欄については、申請する生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

^{2.} 各月については計画回数のみ記載すること。

^{3.「1}回当たりのサービス提供時間」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

^{1. 「}申請番号」「運行系統名」の欄については、認定された生活交通確保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

議決事項 第2号

令和2年度歳入歳出予算の変更(案)について

1. 歳入

(単位:円)

款	項	I	R2 年度 変更予算額 (A)	R2 年度 当初予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4, 000, 000	4, 000, 000	0	長岡市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	53, 000, 000	43, 000, 000	10, 000, 000	長岡市補助金 (交付決定済)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	0	0	0	
	合計		57, 000, 000	47, 000, 000	10, 000, 000	

2. 歳出

(単位:円)

款	項	皿	R2 年度 変更予算額 (A)	R2 年度 当初予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
	1 会議費	1 会議費	500, 000	500, 000	0	委員報酬、
1 海兴弗			·	·		お茶代等
1 運営費	2 事務費	1 事務費	50,000	50, 000	0	印紙、
	2 子勿貝	1 尹初貝	30,000	30, 000		振込手数料等
						協議会運営業務委託
2 事業費	1 事業費	1 事業費	56, 450, 000	46, 450, 000	10, 000, 000	バス・タクシー共通割引券事業
2 尹未貝						路線バスキャッシュレス
						導入実証実験事業
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
0 1 加貝	1 1 /m 貝	↓ 1 /Ⅲ 具	O O	U	0	
	合計		57, 000, 000	47, 000, 000	10, 000, 000	

協議事項第1号

路線バスキャッシュレス導入実証実験事業について

1. 概要

路線バス事業者と連携し、市内を運行する中央環状バス「くるりん」にキャッシュレス決済システムを試行的に導入し、感染リスクの低減、利用者の利便性向上、乗降時間短縮などの運行効率化等、キャッシュレス化による効果を検証する。

また、将来的に市内全域へ導入する場合の課題を抽出する。

2. 予算額

合計 11,500,000 円

- キャッシュレス決済システムの導入キャッシュレス決済対応運賃箱、関連機器の設置、調整
- ・周知・広報用ポスター等作成 バス車内、公共・商業施設等掲示用ポスター、チラシ等の作成

※書面協議の際は、合計 10,000,000 円としていたが、システム導入に係る開発 コストが、当初想定より増額見込み。

3. 今後の予定

- 2月 周知・広報開始
- 3月 機器設置完了後、運行開始

<くるりん運行経路>

(内回り長岡大橋先回り) 11 便/日 外回り(長生橋先回り) 10 便/日



(乗車用端末)

協議事項第2号

新型コロナウイルス感染症対策事業について

<協議会事業>

〇バス・タクシー共通補助券事業

1.目的

まちなかの回遊や通院・買い物活動など、公共交通利用の回復及びそれに伴う 経済活動の活性化のため、バス・タクシー運賃等の割引を実施

2. 事業内容

- ・市政だより7月号、10月号にバス・タクシー共通500円補助券を掲載 (2回合計約22万部配布)
- ・利用する場合、路線バス、コミュニティバス回数券の購入、タクシー乗車のいずれかの割引を選択し会計時に使用
- ・割引分は、交通事業者で取りまとめた補助券の枚数に応じて協議会が全額負担 する。

3. 割引期間

令和2年7月1日~令和2年10月31日

4. 利用状況

		7月	8月	9月	10月	合計
h h s .	枚数	3, 312	2, 333	1, 806	10, 297	17, 748
タクシー	金額	1, 656, 000	1, 166, 500	903, 000	5, 148, 500	8, 874, 000
路線バス	枚数	3, 637	2, 046	1, 712	16, 003	23, 398
始称ハヘ	金額	1, 818, 500	1, 023, 000	856, 000	8, 001, 500	11, 699, 000
コミュニティハ゛ス	枚数	15	12	19	92	138
141-111/ V	金額	7, 500	6, 000	9, 500	46, 000	69, 000
計	枚数	6, 964	4, 391	3, 537	26, 392	41, 284
Бİ	金額	3, 482, 000	2, 195, 500	1, 768, 500	13, 196, 000	20, 642, 000

5. 第2弾の実施について

未だ利用の落ち込みが続いている公共交通を支援するため、長岡商工会議所主催のクオーレパスポート事業と連携し、市政だより12月号へ第2弾を掲載する。

割引実施期間 令和2年12月1日~令和3年1月31日

6. 予算額

41,500,000円 (実績を踏まえ当初予算から 1,500,000円減額)

市政だより7月号掲載



市政だより 10 月号掲載



<参考:長岡市事業>

公共交通感染防止対策支援事業

(1)目的

公共交通利用者及び乗務員の感染防止対策を強化し、市内の安全な移動環境を確保するため、公共交通事業者に対し、マスクや車内の消毒・飛沫防護等にかかる費用を支援するもの。

- (2) 対象事業者
 - ・市内で路線バスを運行するバス事業者・車両
 - ・市内に営業所を置くタクシー事業者・車両
- (3) 対象経費
 - ・令和2年2月~令和3年3月に購入した、新型コロナウイルス感染拡大防止に 資すると認められる物品、作業にかかる費用(車内消毒・除菌のための資材な ど消耗品購入費、飛沫防護スクリーン設置や消毒作業などの委託料等)

上限額:バス 15千円/台 タクシー 8千円/台

(4) 受付期間

令和2年7月1日~令和3年3月10日

- (5)申請状況(R2.10.31 現在)
 - 9 社 1.357.665 円

(主な申請内容)

マスク、消毒液、空気清浄機、

公共交通等事業継続支援金

(1)目的

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、市内公共交通網及び市民の送客維持に努めているバス事業者やタクシー事業者を支援するもの

- (2)対象事業者
 - ・市内に本社または営業所を置く乗合バス、貸切バス事業者
 - ・市内に本社または営業所を置くタクシー事業者
- (3) 支援額
 - ・バス 30千円/台 タクシー 20千円/台
- (4) 受付期間

令和2年8月24日~令和3年2月19日

(5)申請状況 (R2. 10. 31 現在) 15 社 7, 190, 000 円

協議事項 第3号

和島地域デマンド型乗合タクシー実証運行について

1. 概要

公共交通空白地が広がっており、路線バスの本数が限られている(3.5 往復/日) 和島地域において、自家用車に頼ることのできない、地域住民の生活交通確保へ向け た取り組みを進めるもの。

2. 取組内容

(1)割烹バスによる無償試験運行の実績

期間	令和元年9月9日~令和2年9月28日
運行区域	和島高畑・日野浦・和島中沢・梅田地域
運行頻度	平日2日/週 9/9~1/6は1日4便 1/10~3/13は1日3便 4/13~9/28は1日2便
利用者数	延べ 138 人 (同じ人が複数回利用) 約2.0 人/便
稼働率	約 26. 7% (68 便/255 便)

表 1 割烹バス試験運行実績(1年間)

(2) デマンド型乗合タクシーによる実証運行

・令和2年7月17日第2回和島地域生活交通検討委員会にて承認後、10月から 運行開始。地域への周知は、長岡技術科学大学都市交通研究室の学生の協力を得 て行った。

	衣 2
期間	令和2年10月1日~令和3年9月30日(予定)
根拠法令	道路運送法第 21 条
運送事業者	寺泊交通㈱
使用車両	ジャンボタクシー車両(乗客9名定員)1台
使用平闸	小型タクシー車両(乗客4名定員)1台
運行区域	和島地域(地域全域)
建1] 区域	与板地域(よいたコミュニティセンター、与板仲町バス停)
運行頻度	毎週 火・木・金曜日 午前8時~13時毎時便 6便/日
理1] 頻及	(祝日及び 12/29~1/3 は運休)
利用方法	電話による事前予約制
運賃	和島地域内 200 円 和島地域~与板地域 2 地点 500 円
乗降位置	停留所は指定せず、ドアツードア運行 与板は乗降場所指定
八叶丘巨	11 出がらはたこう、「クラークを打っている大件をがける人

表 2 デマンド型乗合タクシー 実証運行概要

※令和2年10月運行時の概要(11月17日以降一部変更あり)

■令和2年10月~実証運行区間

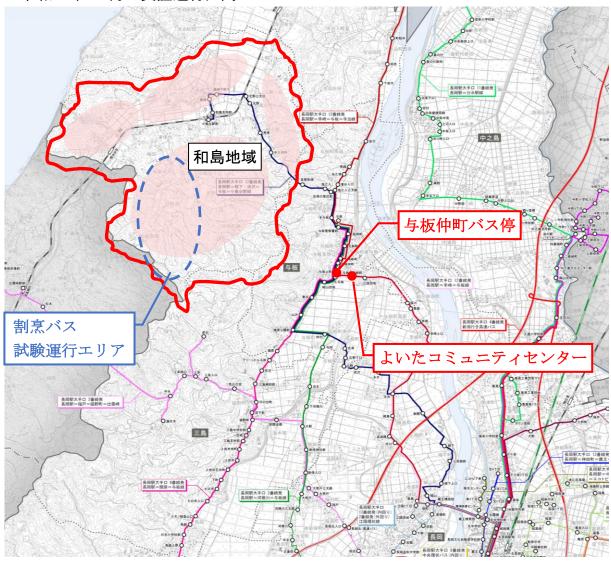


表 3 デマンド型乗合タクシー運行実績(1か月間)

期間	令和2年10月1日~令和2年10月31日(うち、14日間)
利用者数	延べ 21 人 約 1.2 人/便
稼働率	約 20. 2%(17 便/84 便)

※主な目的地・・・病院、美容室

(3) 今後の利用促進に向けた取組

- ・予約時間:前日までの予約のみとしていたが、当日1時間前までの予約を可能 とした。
 - ※11月17日より開始。
- ・運行便数:13 時便を廃止、午後4 便(14 時、15 時、16 時、17 時 支所発便) を追加し、住民ニーズ・需要を把握。3 か月程度の試行を予定しており、その 結果を元に運行見直しを行う予定。
 - ※令和2年12月1日~令和3年2月26日 (期間限定)。
- ・参考資料 P3 のとおり、作成した啓発チラシにて、周知拡大を行う。